

## 商業捕鯨再開を求める意見書

本年9月、フロリアノポリスで開催された国際捕鯨委員会（以下「IWC」という。）第67回総会において、鯨類資源の保護と持続的利用の共存を目的とした、我が国提案のIWC改革案は否決された。

この結果を受け、政府は、「IWCが一切の商業捕鯨を認めず、異なる立場や考え方が共存する可能性すらないのであれば、日本はIWC締約国としての立場の根本的な見直しを行わなければならない、あらゆるオプションを精査せざるを得ない」旨の発言をするなどの対応をしているが、我が国の捕鯨の伝統と食文化の継承は困難な情勢にある。

よって、国においては、これらの事態を踏まえ、将来において予測される地球的規模の食料不足に備え、捕鯨技術及び鯨食文化を継承するため速やかに商業捕鯨が再開できるよう次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 海洋資源の持続的利用の支持国との連携を一層強化し、新たな国際機関を設立するなど鯨類資源を含む海洋生物資源の持続的利用を推進すること。
- 2 商業捕鯨再開に向けた我が国のこれまでの取組など、消費者に対して丁寧に説明すること。
- 3 商業捕鯨の担い手である研究者や鯨解体・処理技術者を始め、捕鯨従事者の周年雇用を確保するために必要な体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
農林水産大臣  
水産庁長官  
宛て

福島県議会議長 吉田栄光